

油濁基金 だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

No. 20

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

57.7 発行



東京都式根島大浦海岸

もくじ

I 事業報告	1
II 勝日本船舶振興会会长 笹川良一氏国連平和賞を授賞	8
III 中央審査会の動き	9
IV 地方審査会の動き	12
V 評議員の異動	12
VI 労務費及び漁船用船費改訂	13
VII 昭和56年度漁場油濁被害状況一覧表	14
VIII 昭和56年度県別油濁被害一覧表	22
IX 地方審査会委員名簿	23

I 事 業 報 告

1 事 業 報 告

昭和 5 6 年度中の原因者不明の漁場油濁被害認定件数は 5 4 件である。

内訳は漁業被害のみのもの 1 0 件、漁業被害と防除・清掃が併発したもの 7 件、防除・清掃のみのもの 3 7 件となっている。

本年度も例年同様恒常的なオイルポールの海岸漂着、冬期ののり養殖業への被害が多くみられた。オイルポールについては南西諸島等の島嶼への漂着が相変わらず続いている、漁業被害については操業中のもじやこまき網、日本海ます延繩の被害、海岸を汚染された拾いこんぶの被害が特徴的であった。

これらの被害額の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開き、慎重審議のうえ被害額の認定を行った。大きな被害を受けた地区等については、県（都道府）漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開催し、基礎資料の調査収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。中央審査会における審議結果に基づき、基金は被害漁業者に対し救済金及び防除費を交付した。

油濁による水産生物に対する影響を明らかにするため、昭和 5 4 年度から開始した漁場油濁影響調査事業を引き続き実施した。

調査啓蒙指導事業としては、会報の発行、現地での説明会を行うとともに油濁による漁業被害予備調査、発生予想地区におけるオイルポール等の漂着状況実態調査を実施し、関係者の啓蒙普及に努めた。また、救済金等の配分状況検査を実施した。

2 漁場油濁による漁業被害救済事業

昭和 5 6 年 4 月薩南海域で操業中のもじやこまき網に漂流油が付着し、漁具に被害をもたらした。5 月長崎県上五島の小型定置網に原油状の廃油が流入、被害をもたらし、6 月には北海道利尻島西方約 5 0 浬の洋上に油が漂流、日本海ます延繩の漁具を汚染し、7 月には北海道道東地区沿岸へ油が漂着、折から漁期を迎えていた拾いこんぶに被害を与えた。また、同月北海道えりも地区に廃油が漂着、さけ稚魚生簀を汚染した。7 月、12 月及び 57 年 2 月には長崎県対馬西海岸に廃油状の油

が漂着、いか釣、定着網、養殖生簀及びひじきに被害を与えた。当地区への油漂着は、昨年度の2件に続き常襲的傾向となっている。

さらに、本年度ものり養殖業の被害が各地において頻発した。即ち、養殖初期の56年9月愛知県常滑地区に被害が発生したのを皮切りに11月広島県福山地区、12月愛知県南地多地区及び兵庫県洲本地区、57年1月愛知県常滑地区、兵庫県神戸地区及び愛媛県魚島地区、2月香川県小豆島地区及び兵庫県明石地区と被害が続いた。なかでも56年12月から57年2月にかけ3地区において発生した兵庫県下では、養殖盛期を通じて油濁対策が続き被害額も合計1億5,500余万円に及んだ。本年度、漁業被害の発生件数中のり養殖業の占める率は53%となった。

これらの関係県においては延15回に亘り地方審査会が開催され、被害認定に必要な基礎資料の調査収集検討が進められ、その結果が中央審査会へ報告された。

以上の漁業被害に関する救済金の認定額は285,200,829円となり予算額を超過する事態となったため、不足分は救済金準備金を取り崩して充当した。被害漁業者に対する救済金の支給は、年度中に187,928,733円を交付、支払備金に計上した97,272,096円は57年4月以降速やかに交付する予定である。

3 漁場油濁の防除・清掃事業

本年度認定した防除・清掃事業は44件であった。月平均では3.7件となる。このうち鹿児島、沖縄両県のものが20件(45%)に及んでおり、両県下各島嶼へのオイルポールの常襲的漂着が依然として多い。これらを含めオイルポールの漂着は、東京、高知、島根等の諸県下にみられ、31件が数えられる。

なかでも9月初めに発生した高知県土佐湾奥部への大量の柔いオイルポールの漂着は、20組合管下での大規模な防除・清掃事業を余儀なくし、不法投棄者への漁民の怒りをつのらせた。9月下旬のり養殖の始期、神奈川県横須賀で海上防除作業が行われ、同県下での初発生となった。以上の防除清掃事業に関する認定額は、92,764,637円となった。

なお、防除清掃費交付の年度区分は昭和56年1月1日から同年12月末日までの発生の事故とされるので56年度における認定防除費の交付は、12月13日発生の鹿児島県徳之島地区の事故までが対象になり、その発生件数は58件、認定防

油濁基金だより

除費総額は 109,332,636 円である。

3 月別発生状況

区分 \ 月別	月別												計				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	期間	件数
漁業被害	4	1	2	1	1	1	3	-	1	-	1	3	3	3	-	56/1~56/12 56/4~57/3	18 17
防除清掃	7	4	8	3	5	6	10	1	3	3	5	3	-	3	2	56/1~56/12 56/4~57/3	58 44
計	11 (8)	5	10	4	6 (1)	7	13 (3)	1	4	3	6 (1)	6 (1)	3	6 (1)	2	56/1~56/12 56/4~57/3	76 (9) 61 (7)

注 ()内の数字は、漁業被害と防除・清掃との重複(併発)のもの(内数)。

4 漁場油濁影響調査事業

油濁の水産生物に対する影響をより一層明らかにして油濁による漁業被害の防止およびその救済措置等に資するため前年度に引き続き漁場油濁影響調査を実施した。

調査は、研究者、学識経験者等からなる調査検討委員会を開催して、調査実施計画、実験結果等についての検討を行ない、関係の大学及び調査研究機関に委託して実施した。

本年度実施した調査事項は次のとおりであり、来年度も引き続き段階的に試験実施の予定である。

○ 野外実験

この試験はできるだけ自然環境に即応し、油濁の実態に対応した実験を試みる見地から実験台船(約600t)内の大型水槽を利用して水産生物に対する油濁の影響を検討するもので本年度も引き続き日本エヌ・ユー・エス㈱に委託して次の試験を実施した。

(1) 岩礁・砂泥・付着油の変性と潮間帯生物に対する有害性試験

海面に流出した鉱油類は拡散、蒸発、沈澱、風化等の作用で物理、化学的影響を受け変性し、比重や粘性は高くなって海面下に沈下あるいは海岸に漂流付着する。この試験はこのような変化過程で岩礁および砂泥に付着した鉱油類の潮間帯生物に対する有害性（へい死、着臭、呼吸量、摂餌量、等）について、鉱油類の種類（変性油を含む）、油膜の厚さ、接触時間の差異および生物種ごとに検討した。

- 試験鉱油；原油(1), 重油(A · C), 廃油(2)
- 供試生物；サザエ, アワビ, トコブン, アサリ, マガキ, マツバガイ, ヒザラガイ, イシダタミ, イボニシ, ムラサキウニ, クルマエビ, カメノテ, フジツボ, ヒトエグサ, テングサ

注) 試験鉱油の種類

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 原油(1)..... | アラビアン・ライト |
| 原油(2)..... | イラニアン・ヘビー + カフジ |
| 重油(A · B · C) | A重油, B重油, C重油 |
| 廃油(1)..... | 混合油系の廃油 |
| 廃油(2)..... | B重油系の廃油 |

○ 室内実験

(1) 魚類の鉱油類に対する嫌忌性についての試験

日本エヌ・ユー・エス㈱に委託して鉱油および処理剤混合油に対する魚類の嫌忌行動を観察し、嫌忌性の有無とその差異を検討した。

- 試験鉱油；原油(1), 重油(A · C), 廃油(2)
- 試験魚；メジナ, カサゴ, チダイ, マアジ

(2) 水産生物に対する鉱油類および処理剤混合油等の影響試験

- ① 海藻類：三重大学に委託して、原油(1), 重油(B · C)によるヒジキおよびオニクサに対する影響について障害度および光合成能力の測定を行い検討した。
- ② 魚類：三重大学に委託して、原油(1), 重油(A · B), 処理剤(ネオスAB 3000)およびそれらの処理剤混合油の毒性についてゴンズイ, ボラ, イサキ, ドロメ, メバル, イシガレイを供試生物として実験を行い比較検討

油濁基金だより

した。

- (3) 貝類・甲殻類：千葉県水産試験場に委託して、原油(1), 重油(A・B・C), 处理剤(ガマゾールLT-A)およびそれらの処理剤混合油を用いて、クルマエビについては主として急性的な毒性について検討し、アサリについては鉱油類の種類別、濃度別、時間別のへい死や着臭、脱臭等の試験を実施した。
- (3) 風化油の藻類に及ぼす影響試験
北海道大学に委託して、風化油で塗布汚染した岩石上に再生したイワノリを用いて、汚染風化油中のn-パラフィンの藻体内への取り込みの有無およびエキス成分について非汚染区藻体との分析比較、また、メチオニンの生合成について試験を実施した。
- (4) 鉱油類が海洋微生物の生態に及ぼす影響並びに鉱油類の微生物分解に関する試験
東京大学に委託し、①砂に吸着した石油の海洋微生物による分解(継続)および②鉱油中の芳香族化合物の海洋微生物による分解について試験を実施した。

○ 大規模油濁被害地の実例調査

— 油濁の水産生物に対する影響調査(後遺症調査) —

この調査は、実際に油濁被害が発生した漁場における根付資源等の水産生物への被害状況を追跡調査して、油濁による漁業被害とくに後遺症被害について調査検討するものである。

本年度は、昭和55年2月に長崎県対馬、五島、平戸地区で発生した油濁事故に關し、前年度に引き続き長崎県に委託して、ヒジキ、イワノリ、サザエ、ウニ、ニナ等の根付資源に対する影響について調査した。また、東京都に委託して昭和55年2月に東京都八丈島地区で発生した油濁事故に関連して、油濁のイワノリ、ハバノリに対する影響について調査した。

5. 漁場油濁に関する調査啓蒙指導事業

(1) 油濁による漁業被害予備調査

被害額の算定に困難が伴う磯根資源の油濁被害が近時多発の傾向にあるため、昨年度に引き続き本年度は貝類漁業を主体にその実態を調査するとともに被害が発生し

た場合の調査方式、被害額算定方式につき検討し、迅速、かつ公正な被害額の算定に資することを目的とした調査を行った。

調査は、学識経験者からなる調査委員会により行い、被害額算定上の問題点とその解明を行った。

調査結果をとりまとめ報告書を作成、関係方面へ配布した。

(2) オイルポール等の漂着状況実態調査

オイルポール等の漂着が多分に予想されるにも拘らず、今まで発生が皆無か極少の地区の実態を調査し、併せて現地において説明会を催し油濁被害救済制度に係る啓蒙普及に努め、被害発生地における漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図ることを目的として、関係県漁業協同組合連合会を通じ調査を実施した。

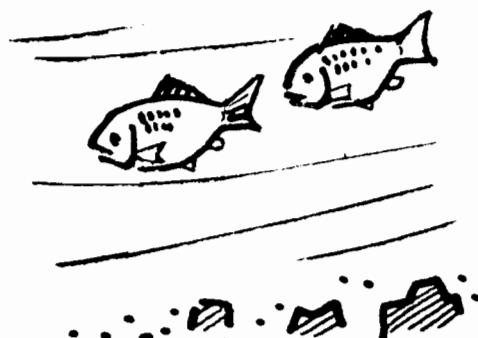
(3) 救済金等配分状況の検査

救済事業の円滑、かつ適切な推進に資するため、基金の救済対象となった漁業被害の救済金及び防除費の交付金が申請者である漁業協同組合においてどのように配分されているかの検査を、業務方法書第13条に基づき基金の役職員及び基金の委嘱する県漁連の職員により実施した。

(4) 公報普及活動について

ア 当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を3回に亘り作成し、全国の漁業協同組合を始め関係機関へ配布し油濁救済制度の普及に努めた。

イ 油濁被害救済事務の徹底を図るために、漁業協同組合等の役職員を対象に各地において説明会を催した。



Ⅱ (財)日本船舶振興会会长 笹川良一氏国連平和賞を受賞



国連平和賞を授与される笹川良一氏 右は
マーラー世界保健機構（WHO）事務局長

当基金の事業運営に係る拠出金として毎年多額の助成金をいたたく等平素より種々ご尽力をいただいている財団法人日本船舶振興会の笹川良一會長は、このたび国連のデクエヤル事務総長から「国連および諸機関の人道的活動、人類の苦悩の軽減に貢献した」として国連平和賞（国連ピースメダル）を授与されました。

国連平和賞授賞の対象者は特に世界平和の推進に積極的に参

加し顕著な功績を残した各界の人々であり、同賞はこれらの人々に対し国連事務総長が衷心より謝意を表明するために贈られるものである。

特に笹川良一氏の場合は世界保健機構がその総力をあげて展開してきた天然痘、およびハンセン氏病の根絶活動に係る特別プロジェクトに大きく貢献したとして、本年5月7日にジュネーブで開催されていた世界保健機構（WHO）の年次総会においてマーラー世界保健機構（WHO）事務局長より直接手渡されたものである。

尚、我が国では岸、福田両元首相が同賞を受賞している。このたびの国連平和賞について笹川会長は次のように語った。「国連平和賞の受賞は、私の場合、特に天然痘根絶に貢献したことが評価されたものと受けとめている。私が人類の直面する病苦、貧困との戦いに貢献することができたのはモーターボートのファンの皆様方が舟券を買ってくださったからであり、今回の国連平和賞受賞の喜びはモーターボートファンの皆様方と共にわかつあいたいと思う。」

III 中央審査会の動き

○ 昭和56年度第7回中央審査会

昭和57年3月30日本年度第7回中央審査会が開催され、兵庫県神戸市地区等6件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回は漁業被害関係4件と防除清掃のみのもの2件で、漁業被害については兵庫県神戸市地区、同県明石地区、愛媛県魚島地区および香川国小豆島地区のいずれも^{のり}養殖業の被害であった。これらのうち兵庫県および愛媛県については地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では、次のような問題点等について指摘および審議検討された結果、別表(その1)のとおり決定された。

- (1) 兵庫県神戸市地区については、油汚染乾^{のり}の被害額の算出について今回のよ^うな等級づけによる方法によるか平均価格を適用する方法によるか今後専門委員会で検討することとして原案どおり認定された。
- (2) 兵庫県明石地区については、幹^{のり}の検査料は販売手数料の中に含まれている場合や県営検査もあり、検査料として明確になっていないこと、過去の例でも検査料としてみた例はないので救済しないこととした。

○ 昭和57年度第1回中央審査会

昭和57年5月11日本年度第1回中央審査会が開催された。今回は56年度決算の関係もあり長崎県対島西海岸地区等3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。上程された案件は、漁業被害1件(対馬西海岸地区のヒジキの油汚染被害と防除清掃の併発)と防除清掃のみのもの2件であった。対馬西海岸地区については地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では次のような問題点等について指摘および審議検討された結果別表(その2)のとおり決定された。

対島西海岸地区のヒジキの収穫時期以前の油濁被害額の算定方法について意見が交された。その結果、ヒジキの収穫時期をまって被害額を算定するとすれば、被害申請期限や基金の決算時期との関連が生ずるなどの問題があり、今後どのように扱えばよいか専門委員会で検討することとなった。

油濁基金だより――

[その1] 昭和56年度第7回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容
兵庫県 神戸市地区	5.7.1.13	船 舶	須磨沖のり漁場	神戸市漁協	のり養殖業の被害
愛媛県 魚島地区	1.1.7	"	魚島村漁協地先 のり漁場	魚島村漁協	"
鹿児島県 屋久島地区	2. 2	不 明	屋久島地先海岸	屋久町, 上屋久町漁協	防除清掃
鹿児島県 種子島地区	2. 5	"	中種子町西海岸 一帯	中種子町漁協	"
香川県 小豆島地区	2.2.2	船 舶	四海漁協地先 のり漁場	四海漁協	のり養殖業の被害
兵庫県 明石地区	2.2.2	"	鹿瀬漁場	明石浦漁協	"
計					漁業被害 4件 防除清掃 2件

[その2] 昭和57年度第1回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容
長崎県 対馬西海岸地区	5.7.2.27	不 明	厳原, 峰町西部, 上県, 伊奈漁協地先海岸	厳原町, 唐崎, 上県町, 峰町西部漁協	ひじきの被害
千葉県 富津地区	3.1.6	"	全富津漁協地先 のり漁場	新富津, 全富漁協	防除清掃
沖縄県 伊平屋地区	3.1.7	"	伊平屋島西海岸	伊平屋村漁協	"
計					漁業被害 1件 防除清掃 3件(1)
5.6年度累計					漁業被害 17件 防除清掃 44件(7)

申 請		認 定		備 考
漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
円 6 1,7 6 6,4 1 1	円 —	円 6 1,7 3 6,0 5 8	円 —	重複労働費 △ 3 0,3 5 3 円控除
9,4 9 1,9 4 1	—	9,4 9 0,2 0 8	—	重複労働費 △ 1,7 3 3 円控除
—	3,1 6 3,5 2 5	—	3,1 6 3,5 2 5	
—	2,0 5 7,7 8 0	—	2,0 5 7,7 8 0	
9 2 7,9 4 0	—	9 2 7,9 4 0	—	
5,4 7 7,2 8 1	—	5,4 7 7,2 8 1	—	
7 7,6 6 3,5 7 3	5,2 2 1,3 0 5	7 7,6 3 1,4 8 7	5,2 2 1,3 0 5	

申 請		認 定		備 考
漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
円 7,3 9 1,0 7 5	円 4,8 6 4,9 7 2	円 7,3 9 1,0 7 5	円 4,8 6 4,9 7 2	
—	2 5 9,9 0 4	—	2 5 9,9 0 4	
—	2,1 1 1,3 8 0	—	2,1 1 1,3 8 0	
7,3 9 1,0 7 5	7,2 3 6,2 5 6	7,3 9 1,0 7 5	7,2 3 6,2 5 6	()は漁業被害を伴 なうもので内数である
2 8 5,4 7 1,8 7 7	9 2,7 6 4,6 3 7	2 8 5,2 0 0,8 2 9	9 2,7 6 4,6 3 7	"

IV 地方審査会の動き

地方審査会は前号でお知らせした通り、2月22日発生の兵庫県神戸市地区、1月17日発生の愛媛県魚島地区の案件について、それぞれ3月24日、3月25日に開催され、その検討結果が3月30日開催の第7回中央審査会に報告された。

2月27日発生の長崎県対馬西海岸地区の案件については、5月7日地方審査会が開催され、その検討結果が5月11日開催の今年度第1回中央審査会に報告された。

・長崎県漁場油濁被害等認定審査会

開 催 月 日	審 査 内 容
昭和57年5月7日	昭和57年2月27日、対馬西海岸の巖原、唐崎、峰町西部、上県町各漁協地先に大量の廃油が漂着、大がかりな清掃作業を実施した。ひじきの被害が心配され4月7日に試験刈取り調査した結果、廃油の付着が確認され、今漁期の採取を断念した。 被害区分：ひじきの採取中止による生産減 防除清掃

V 評議員の異動

昭和57年5月28日開催の昭和57年度第1回理事会において、大友育造評議員の辞任に伴う後任の評議員として、八巻国郎氏を委嘱することが承認された。

新

八 巻 国 郎

宮城県水産林業部長

旧

大 友 育 造

前宮城県水産林業部長

VI 労務費及び漁船用船費の改訂

防除、清掃事業に要する経費の作業費のうち、労務費及び漁船用船費の支弁額を昭和57年4月1日から次のように改める。

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、1時間当たり110円をこれに付加することがある。

1. 労務費(1時間当たり)

	新	旧
男	780 円	740 円
女	585 円	555 円

参考、1日当たり(8時間労働)

男：6,240円 女：4,680円

2. 漁船用船費(1日当たり)

	新	旧
1t以上船	23,000円	22,000円
1t未満船	12,000円	11,000円

VII 昭和56年度 漁場油濁被害状況一覧表

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	被 告 状 況
1	沖縄県 勝連地区	昭和 56. 4. 10	勝連町津堅島 海岸一帯	津堅島セナハ浜、アギ浜、キガ浜、ワナ浜にオイル ポールが漂着、ウニ、モズク等に被害の恐れがあり、 清掃した。
2	島根県 仁摩地区	56. 4. 21	仁摩町漁協地 先海岸	仁摩町漁協地先海岸一帯にオイルポールが漂着、わ かめ等に被害の恐れがあり清掃した。
3	鹿児島県 奄美大島地区	56. 4. 24	名瀬市根瀬部 地先海岸	根瀬部海岸一帯にオイルポールが漂着、漁船の揚げ 降し等に支障があり清掃した。
4	鹿児島県 薩南海域	56. 4. 25 /	種子島南方海 上	モジャコ網に流藻に付着した廃油状の油をまき、漁 具、船体が汚染された。
5	三重県 志摩地区	56. 5. 18	志島漁協地先 海岸	オイルポールが海岸に漂着、アラメ、カジメ等に被 害の恐れがあり清掃した。
6	長崎県 上五島地区	56. 5. 20	南松浦郡有川、 北魚目漁協地先	オイルポールが海岸に漂着、小型定置網に被害を与 えた。
7	鹿児島県 種子島地区	56. 5. 20	西之表市東海 岸	オイルポールが海岸に漂着、天草等に被害の恐れが あり清掃した。
8	福井県 三方地区	56. 5. 20	世久見漁協地 先海岸	オイルポールが海岸に漂着、定置網漁業等に被害の 恐れがあり清掃した。
9	東京都 大島地区	56. 5. 25	差木地漁協地 先トウシキ、 ヨコヤ海岸	オイルポールが海岸に漂着、天草等に被害の恐れが あり清掃した。
10	北海道 北部日本海域	56. 6. / 19 ⁶	礼文島西方海 域約52カイ リ付近	操業中の日本海まで延縄漁具等に油が付着、被害を 与えた
11	福岡県 新宮町地区	56. 6. 6	新宮町漁協地 先海岸	海藻類とともにオイルポールが漂着、漁業被害の 恐れがあり清掃した。
12	千葉県 木更津地区	56. 6. 8	江川、久津間 漁協地先海面	重油らしき油がアサリ漁場に漂流、被害の恐れがあ り防除・清掃した。
13	鹿児島県 種子島地区	56. 6. 8	中種子町地先 海岸	オイルポールが海岸に漂着、磯建網等に被害の恐れ があり清掃した。

関 係 漁 协	漁 業 被 害		防 除・清 掃		合 计	
	申 請	認 定	申 請	認 定	申 請	認 定
勝 連 漁 協	—	—	1,051,600	1,051,600	1,051,600	1,051,600
仁 摩 町 漁 協	—	—	1,651,785	1,651,785	1,651,785	1,651,785
名 瀬 漁 協	—	—	1,615,20	1,615,20	1,615,20	1,615,20
西之表漁協, 中種子町漁協, 坊治漁協, 綿江漁協, 鹿島村漁協, 東桜島漁協, 南種子町漁協, 東町漁協,	1,316,649	1,316,649	—	—	1,316,649	1,316,649
志 島 漁 協	—	—	489,060	489,060	489,060	489,060
有 川 漁 協 北魚目漁協	890,662	883,558	2,228,45	2,228,45	1,113,507	1,106,403
西 之 表 市 漁 協	—	—	796,880	796,880	796,880	796,880
世 久 見 漁 協	—	—	912,730	912,730	912,730	912,730
差 木 地 漁 協	—	—	311,400	311,400	311,400	311,400
岩 内 郡 漁 協 泊 村 漁 協	6,430,800	6,430,800	—	—	6,430,800	6,430,800
新 宮 町 漁 協	—	—	1,296,30	1,296,30	1,296,30	1,296,30
江 川 漁 協 久 津 間 漁 協	—	—	1,019,840	1,019,840	1,019,840	1,019,840
中 種 子 町 漁 協	—	—	3,430,640	3,430,640	3,430,640	3,430,640

油濁基金だより

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
14	東京都 式根島地区	昭和 5.6.6.15	式根島漁協地 先海岸	オイルポールが海岸に漂着、天草の干場等に支障があり清掃した。
15	鹿児島県 種子島地区	5.6.6.23	西之表市東海 岸一帯	軟らかいオイルポールが海岸に漂着、天草の干場、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
16	鹿児島県 下甑島地区	5.6.6.27	下甑村清瀬海 岸	オイルポールが海岸に漂着、定置網に被害の恐れがあり清掃した。
17	鹿児島県 種子島地区	5.6.7.1	南種子町地先 海岸一帯	オイルポールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し、網干し、磯建網等に支障があり清掃した。
18	北海道 道東地区	5.6.7.1	浜中町散布漁 協地先海岸	廃油が多量に漂着、拾いコンブ等に被害を与えた。
19	鹿児島県 根占地区	5.6.7.3	根占町大浜海 岸	オイルポールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し、網干し等に支障があり清掃した。
20	北海道 えりも町地区	5.6.7.6	東洋地区海岸 一帯	廃油が海岸に漂着、サケ稚魚生簀に被害を与えた。再流出してこんぶ漁業に被害の恐れがあり清掃した。
21	高知県 南国市地区	5.6.7.10	浜改田,十市赤 岡漁協地先海岸	オイルポールが海岸に漂着、地曳網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
22	兵庫県 赤穂地区	5.6.7.13	赤穂市御崎海 岸	廃油が海岸に漂着、ます網等に被害の恐れがあり清掃した。
23	長崎県 対馬西海岸地区	5.6.7.19	対馬西海岸一 帯	廃油が海岸に漂着、定置網、養殖活簀に被害を与えた。
24	沖縄県 与那城地区	5.6.7.20	伊計島東海岸 一帯	オイルポールが海岸に漂着、ます網等に被害の恐れがあり清掃した。
25	東京都 大島地区	5.6.7.23	差木地漁協地 先海岸	オイルポールが海岸に漂着、磯根漁業に被害の恐れがあり清掃した。
26	長崎県 上対馬地区	5.6.7.31	琴漁協地先海 岸	油まみれの藻が海岸に漂着、定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
27	島根県 出雲市地区	5.6.8.6	大社漁協地先 海岸	オイルポールが海岸に漂着、磯根漁業に被害の恐れがあり清掃した。
28	高知県 土佐湾地区	5.6.9.1	土佐清水及び 須崎～芸西村 に至る海岸	廃油及び軟かいオイルポールが海上・海岸に漂流、漂着し、バッチ網等に被害の恐れがあり回収した。

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
式根島漁協	—	—	403,710	403,710	403,710	403,710
西之表市漁協	—	—	2,129,000	2,129,000	2,129,000	2,129,000
青瀬漁協	—	—	164,160	164,160	164,160	164,160
南種子町漁協	—	—	4,531,510	4,531,510	4,531,510	4,531,510
浜中町漁協 散布漁協	1,228,6,254	1,224,9,534	3,461,720	3,461,720	15,747,974	15,711,254
根占町漁協	—	—	284,192	284,192	284,192	284,192
えりも町漁協	1,452,600	1,452,600	1,171,077	1,171,077	2,623,677	2,623,677
浜改田漁協, 十市漁協, 赤岡町漁協	—	—	576,372	576,372	576,372	576,372
赤穂漁協	—	—	270,040	270,040	270,040	270,040
厳原, 唐崎, 綱島, 上県町, 峰町西部漁協	7,111,798	7,101,808	13,794,330	13,794,330	20,906,128	20,896,138
与那城漁協	—	—	568,305	568,305	568,305	568,305
差木地漁協	—	—	1,981,937	1,981,937	1,981,937	1,981,937
琴漁協	—	—	183,660	183,660	183,660	183,660
大社町漁協	—	—	152,840	152,840	152,840	152,840
芸西, 岸本, 赤岡, 吉川村, 久枝, 浜改 田, 十市, 高知市, 三浦, 新居, 宇佐, 池ノ浦, 久通, 須崎 釣, 銘浦, 須崎町, 下ノ加江, 以布利, 窪津, 清水漁協	—	—	14,039,377	14,039,377	14,039,377	14,039,377

油濁基金だより

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	被 告 状 況
29	愛知県 常滑市地区	昭和 56. 9.17	常滑、小鈴谷 漁協のり漁場	廃油状の油が漁場に流入、支柱竹、ロープを汚染した。
30	神奈川県 横須賀市地区	56. 9.24	東部漁協地先 のり漁場	廃油状の油が漁場に流入、種付中ののり網に被害の恐れがあり防除清掃した。
31	愛知県 常滑市地区	56. 9.30	鬼崎漁協地先 のり漁場	A重油らしき油が漁場に流入、被害の恐れがあり防除清掃した。
32	鹿児島県 種子島地区	56.10.9	南種子町漁協 地先海岸	オイルポールが海岸に漂着、磯建網漁業、漁船の揚げ降し等に支障があり清掃した。
33	沖縄県 本部地区	56.10.23	本部漁協地先 海岸	オイルポールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し等に支障があり清掃した。
34	鹿児島県 徳之島地区	56.10.26	天城町漁協地 先海岸	オイルポールが海岸に漂着、追い込み漁、イセエビ等に被害の恐れがあり清掃した。
35	鹿児島県 種子島地区	56.11.3	西之表市東海 岸及び馬毛島 海岸	オイルポールが海岸に漂着、天草等の天日干し、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
36	鹿児島県 徳之島地区	56.11.4	徳之島漁協地 先海岸	オイルポールが海岸に漂着、天草等の天日干し、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
37	沖縄県 勝連地区	56.11.5	勝連漁協地先 海岸	オイルポールが海岸に漂着、アオサ、モズク等に被害の恐れがあり清掃した。
38	広島県 福山市地区	56.11.20	走島漁協地先 のり漁場	のり漁場に廃油状の油が流入、のり、のり網に被害を与えた。
39	千葉県 木更津地区	56.11.27	牛込漁協地先 のり漁場付近	のり漁場付近に油が漂流、防除した。
40	愛知県 南知多地区	56.12.5	日間賀島、篠 島漁協地先の り漁場	のり漁場にC重油らしき油が流入、のり、のり網に被害を与えた。
41	沖縄県 宮古島地区	56.12.6 8	池間、平良市 漁協地先海岸	オイルポールが海岸に漂着、再流出して磯建網、モズク漁業に被害の恐れがあり清掃した。
42	長崎県 対馬西海岸	56.12.12	峰町西部、上 県町漁協地先 海岸	廃油が魚類生簀等に付着、払拭等の作業を行った。 海岸に藻等とともに漂着したものは清掃した。
43	鹿児島県 徳之島地区	56.12.13	伊仙町漁協地 先海岸	オイルポールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し等に支障があり清掃した。

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
常滑漁協 小鈴谷漁協	3,752,685	3,752,685	—	—	3,752,685	3,752,685
横須賀市東部漁協	—	—	193,625	193,625	193,625	193,625
鬼崎漁協 常滑漁協	—	—	955,520	955,520	955,520	955,520
南種子町漁協	—	—	4,390,720	4,390,720	4,390,720	4,390,720
本部漁協	—	—	1,934,160	1,934,160	1,934,160	1,934,160
天城町漁協	—	—	2,820,060	2,820,060	2,820,060	2,820,060
西之表市漁協	—	—	4,661,380	4,661,380	4,661,380	4,661,380
徳之島漁協	—	—	831,850	831,850	831,850	831,850
勝連漁協	—	—	514,520	514,520	514,520	514,520
走島漁協	21,711,357	21,668,164	874,600	874,600	22,585,957	22,542,764
午込漁協	—	—	170,020	170,020	170,020	170,020
日間賀島漁協 篠島漁協	30,502,677	30,485,071	—	—	30,502,677	30,485,071
平良市漁協 池間漁協	—	—	6,331,221	6,331,221	6,331,221	6,331,221
上県町漁協 峰町西部漁協 伊奈漁協	876,407	876,407	2,188,140	2,188,140	3,064,547	3,064,547
伊仙町漁協	—	—	551,100	551,100	551,100	551,100

油濁基金だより

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
4 4	兵庫県 洲本地区	昭和 56.1.2.17	東由良漁協地 先のり漁場	のり漁場にC重油らしき油が流入、のり、のり網等に被害を与えた。
4 5	愛知県 常滑市地区	57. 1.10	小鈴谷、常滑、 鬼崎漁協地先 のり漁場	"
4 6	兵庫県 神戸市地区	57. 1.13	須磨沖のり漁 場	のり漁場に廃油らしき油が流入、のり、のり網等に被害を与えた。
4 7	愛媛県 魚島地区	57. 1.17	魚島村漁協地 先のり漁場	"
4 8	鹿児島県 尾久島地区	57. 2. 2	屋久島地先海 岸	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し等に支障があり清掃した。
4 9	鹿児島県 種子島地区	57. 2. 5	中種子町西海 岸一帯	"
5 0	香川県 小豆島地区	57. 2.22	四海漁協地先 のり漁場	のり漁場に廃油らしき油が流入、のり網等を汚染した。
5 1	兵庫県 明石地区	57. 2.22	鹿瀬漁場	のり漁場に油が流入、のり製品に被害を与えた。
5 2	長崎県 対馬西岸地区	57. 2.27	厳原、峰町西 部上郡、伊奈 漁協地先海岸	廃油と思われる油が海岸に多量に漂着し、海藻等に被害の恐れがあり清掃した。
5 3	千葉県 富津地区	57. 3.16	全富津漁協地 先のり漁場	のり漁場にC重油らしき油が流入し、養殖施設を汚染した。
5 4	沖縄県 伊平屋島地区	57. 3.16	伊平屋島西海 岸	オイルボールが海岸に漂着、海藻等に被害の恐れがあり清掃した。
	合　計			

油濁基金だより

関 係 漁 协	漁 業 被 害		防 除・清 掃		合 计	
	申 請	認 定	申 請	認 定	申 請	認 定
由 良 中 央 漁 協						
東 由 良 漁 協	8 8,020,613	87,922,989	—	—	8 8,020,613	87,922,989
由 良 漁 協						
小 鈴 谷 漁 協						
常 滑 漁 協	2 6,064,727	26,038,002	—	—	2 6,064,727	26,038,002
鬼 崎 漁 協						
神 戸 市 漁 協	6 1.7 6 6,411	61,736,058	—	—	6 1.7 6 6,411	61,736,058
魚 島 村 漁 協	9,491,941	9,490,208	—	—	9,491,941	9,490,208
屋 久 町 漁 協	—	—	3,163,525	3,163,525	3,163,525	3,163,525
上 屋 久 町 漁 協						
中 種 子 町 漁 協	—	—	2,057,780	2,057,780	2,057,780	2,057,780
四 海 漁 協	9 27,940	927,940	—	—	9 27,940	927,940
明 石 浦 漁 協	5,477,281	5,477,281	—	—	5,477,281	5,477,281
巣 原 町 漁 協						
唐 崎 漁 協						
峰 町 西 部 漁 協	7,391,075	7,391,075	4,864,972	4,864,972	1 225 6,047	1 225 6,047
上 県 町 漁 協						
新 富 津 漁 協	—	—	259,904	259,904	259,904	259,904
全 富 津 漁 協						
伊 平 屋 村 漁 協	—	—	2,111,380	2,111,380	2,111,380	2,111,380
	285,471,877	285,200,829	92,764,637	92,764,637	378,236,514	377,965,466

VIII 昭和56年度県別油濁被害額一覧表

区分 県名	漁業被害のみ		防除・清掃のみ		漁業被害・防除清掃併発			合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	漁業被害	防除・清掃	件数	漁業被害	防除・清掃
北海道	1	6,430,800			2	13,702,134	4,632,797	3	20,132,934	4,632,797
千葉			3	1,449,764				3		1,449,764
東京			3	2,697,047				3		2,697,047
神奈川			1	193,625				1		193,625
福井			1	912,730				1		912,730
愛知	3	60,275,758	1	955,520				4	60,275,758	955,520
三重			1	489,060				1		489,060
兵庫	3	155,136,328	1	270,040				4	155,136,328	270,040
島根			2	1,804,625				2		1,804,625
広島					1	21,668,164	874,600	1	21,668,164	874,600
香川	1	927,940						1	927,940	
愛媛	1	9,490,208						1	9,490,208	
高知			2	14,615,749				2		14,615,749
長崎			1	183,660	4	16,252,848	21,070,287	5	16,252,848	21,070,287
福岡			1	129,630				1		129,630
鹿児島	1	1,316,649	14	29,974,317				15	1,316,649	29,974,317
沖縄			6	1,251,1186				6		1,251,1186
合 計	10	233,577,683	37	66,186,953	7	51,623,146	26,577,684	54	285,200,829	92,764,637

X 地方審査会委員名簿

都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員の任期満了等により委員の異動があつたので、6月1日現在の委員は下記の通りである。

県	区分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
北海道	水産	照井秀夫	北海道指導連専務
	"	松田俊雄	" 漁連常務
	"	新妻胤義	" 漁業共済組合専務
	"	菊地健三	" 裁培漁業振興公社参事
	中立	高橋日出彦	" 水産部参事室参事
	"	東郷昭男	" 生活環境部公害対策課長
	"	田沢伸雄	北海道立中央水産試験場 増殖部長
	"	遠山敏男	北海道商工会議所連合会常務
	拠出	橋本公一	北海道電力KK, 理事・立地環境部長
青森県	"	成住俊二	出光興産KK 北海道製油所副所長
	水産	三浦健一	県漁連専務
	"	神栄一	信漁連専務
	"	根本俊治	県漁業共済組合専務
	"	渡辺幸造	県水産振興会常務
	中立	日下部元慰智	県水産部次長
	"	大福康親	県環境保健部公害課長
	"	伊藤進	県水産増殖センター所長
	"	村本喜四郎	県商工会議所連合会幹事長
宮城県	拠出	田中虎之助	県石油商業協同組合理事長
	"	坂口博	東北電力㈱青森支店長
水産	柴原博		県漁連会長

県	区分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
宮 城	水産	田 村 一 夫	信漁連専務
	"	内 海 紀美夫	県漁業共済組合長
	"	星 郁 夫	県漁連専務
	中立	小 林 基 八	県水産林業部次長
	"	佐々木 一 弘	" 水産振興課長
	"	渡 辺 競	県水産試験場長
	"	狩 谷 貞 二	東北大学農学部水産学科教授
	拠 出	佐 藤 正 二	宮城県石油商業協同組合副会長
千 葉	"	齐 藤 八 郎	" 商工会議所連合会常任幹事
	水産	蔭 山 賢 賢	県漁連専務
	"	布 施 博	県漁業共済組合常務
	"	内 田 一 三	
	"	沼 田 真	千葉大学教授
	中立	大 沢 恒 紀	県水産部水産課長
	"	佐 藤 久 夫	" 耘栽培漁業課長
	"	安 田 昭	県水産試験場長
	"	吉 田 勇	県商工会議所連合会専務
	拠 出	小 林 恒 治	東京湾海難防止協会千葉支部長
東 京	"	関 諭	京葉地帶經濟協議会専務
	水産	吉 田 酉 男	都漁連副会長
	"	坂 井 文次郎	港漁業協同組合長
	"	百 東 武 雄	都漁業共済組合専務
	"	西 坂 忠 雄	都漁船保険組合長
	中立	仲 村 正二郎	都労働経済局農林水産部水産課長
	"	島 田 文 由	都環境保全局水質保全部水質規制課長
	"	塩 屋 照 雄	都水産試験場長
	"	布 川 福 雄	東京商工会議所産業副部長

県	区分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
東京	拠出	郷 良太郎	東京商工会議所議員・労働委員長 ㈱ニチエン化工社長
	"	笛野好男	" 常議員・エネルギー副委員長 ㈱千歳商会社長
静岡	水産	山崎 浩	県漁連常務
	"	山本 効	信漁連専務
	"	増田市郎	県漁業振興公害対策基金事務局長
	"	岡部史郎	東海大学海洋学部教授
	中立	紀内祥伯	県農業水産部水産課長
	"	志村和彦	県生活環境部水質保全課長
	"	松浦勝己	県水産試験場長
	"	新里秀範	弁護士
	拠出	金井昇三	東亜燃料工業㈱清水工場取締役工場長
	"	沖 和雄	(社) 静岡県商工会議所連合会専務
愛知	水産	水越幸雄	前県漁連会長
	"	岡田勤	県漁連会長
	"	藤本忠国	県漁業共済組合組合長
	"	鈴木忠雄	県内水面漁場管理委員
	中立	加藤博	県農業水産部水産振興室長
	"	河田一雄	県水産試験場長
	"	喜田和四郎	三重大学水産学部教授
	"	古田二朗	技術士(古田技術事務所々長)
	拠出	中村勇	東海鉄鋼協会専務
	"	斎藤實三	出光興産㈱愛知製油所副所長
三重	水産	中北克己	県漁連専務
	"	磯部幸丸	信漁連専務
	"	上原繁	県漁船保険組合長
	"	山下忠弘	県漁業共済組合専務
	中立	信藤二己男	県農林水産部水産事務局漁政課長

油濁基金だより

県	区分	氏 名	所 属 ・ 役 职 名
三 重	中立	桑名 廉夫	県生活環境部大気水質課長
	"	永井 博	県浜島水産試験場長
	"	松浦 西太郎	県弁護士会
	拠出	坪香 弘一	県商工会議所連合会常務
	"	神林 恒三	石油連盟海水油濁処理機構四日市支部長 昭和四日市石油㈱常務取締役四日市製油所長
福 井	水産	杉原 邦彦	県漁連参事
	"	和田 博明	信漁連参事
	"	西尾 治郎	県漁業共済組合専務
	"	小堀 弘	県漁業指導協会専務
	中立	竹内 武夫	県農林水産部水産課長
	"	上田 斎二	県生活環境部環境保全課長
	"	工藤 晋二	県水産試験場長
	"	中村 豊	福井県商工会議所連合会専務
	拠出	吉川 忍	東洋紡績㈱敦賀工場環境安全室長
	"	池田 香苗	セーレン㈱取締役
島 根	水産	渡辺 健造	県漁連専務
	"	中島 俊夫	信漁連会長
	"	梅野 春一	県漁業共済組合長
	"	道前 義勇	県水産業団体指導協会理事
	中立	稻葉 忠	県農林水産部漁政課長
	"	小池 顕男	県総務部消防・災課長
	"	児島 俊平	県水産試験場長
	"	当木 哲夫	島根県商工会議所連合会幹事長
	拠出	林 栄三	" 商工会会長
	"	植山 富介	" 石油協同組合理事長
和 歌 山	水産	吉村 宮一	県漁連会長
	"	串上 公男	" 専務

県	区分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
和 歌 山	水産	深見 徳一	信漁連専務
	"	中村 作	県漁業共済組合参事
	中立	広岡 茂久	県経済部水産課長
	"	中場 敏	県生活環境部公害対策室長
	"	宮本 善雄	県水産試験場長
	"	乾 績	和歌山県商工会議所連合会常任幹事
	拠出	坂本 省三	花王石鹼㈱和歌山工場環境保全部長
兵 庫	"	田中 明	東亜燃料工業㈱和歌山工場環境安全部長
	水産	塩谷 健次郎	県漁連専務
	"	天野 栄蔵	信漁連専務
	"	岸 峰夫	県漁業共済組合専務
	"	平岡 平太郎	(財)県水産公害対策基金専務
	中立	小黒 武	県農林水産部参事兼水産課長
	"	藤井 昌昭	保健環境部環境局水質課長
	"	伊丹 宏三	県立水産試験場長
	"	榎谷 力生	姫路商工会議所理事・事務局長
	拠出	村瀬 信次	神戸製鋼所環境技術本部環境管理部長
	"	斎藤 典弥	出光興産(KK)兵庫製油所副所長
岡 山	水産	長森 早苗之助	県漁連専務
	"	欠 員	
	"	山本 敏澄	県信用基金協会専務
	"	岸本 亘郎	県漁業操業安全協会事務局長
	中立	西川 太	県農林部次長
	"	岡崎 仁朔	県環境保健部水質保全課長
	"	山本 喜久藏	県水産試験場長
	"	信江 茂	県商工会議所連合会専務
	拠出	岩山 迪夫	川崎製鉄㈱水島製鉄所総務部長

油濁基金だより

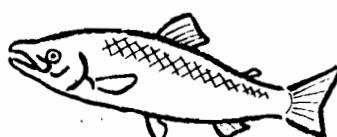
県	区分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
岡山	拠出	久 良 正 己	耐火物協会中国四国支部長
広島	水産	三 浦 裕 直	県漁連会長
	"	岡 垣 茂	信漁連会長
	"	長 久 万 蔵	県漁連専務
	"	松 宮 正 雄	県漁業共済組合常務
	中立	田 平 利 明	県農政部水産課長
	"	和 気 義 員	県環境保健部水質保全課長
	"	木 村 知 博	県水産試験場長
	"	倉 重 達 也	県商工会議所連合会幹事長
	拠出	奥 迫 繁 次	三菱重工業㈱広島造船所総務部環境課長
山口	"	水 田 晴 雄	日本鋼管㈱福山製鉄所総務部課長
	水産	木 村 博	県漁連専務
	"	浜 村 博	" 常務
	"	綿 加 直 幸	信漁連専務
	"	西 村 祐 一	県漁業共済組合専務
	中立	亀 永 恒 二	県水産部次長
	"	山 村 康 夫	県公害対策課長
	"	八 柳 健 郎	県内海水産試験場長
	"	高 島 寿 男	岩国商工会議所専務
	拠出	東 谷 正 三	明和化成㈱監査役
香川	"	河 野 映 二 郎	出光興産KK徳山製油所副所長
	水産	長 町 鎌 二 郎	県漁連専務
	"	多 田 政 信	県漁業共済組合専務
	"	藤 原 恵 三 郎	県のり養殖研究会々長
	"	平 岡 雅 郎	県漁業操業安全協会事務局長
	中立	藤 田 昭 夫	県経済労働部水産課長
	"	武 田 啓 一	県環境保健部公害課長

県	区分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
香川	中立	中井文人	県経済労働部技監兼水試場長 県栽培漁業センター所長
	"	大西美中	弁護士
	拠出	岩瀬潔	四国電力KK香川支店長
	"	河西収	香川県石油商業組合 " 石油協同組合副理事長
愛媛	水産	重見鬼	県漁連専務
	"	大元勝美	信漁連専務
	"	納富厳	県漁業共済組合参事
	"	山城正一	県漁業操業安全協会事務局長
	中立	中谷芳勝	県水産局水産課長
	"	片岡光一	県水産試験場長
	"	丸岡昭三	県保健環境部公害課長
	"	岡本真尚	県弁護士会 松山商工会議所産業公害専門指導員
	拠出	桑村武志	四国電力KK愛媛支店長
	"	北野啓蔵	丸善松山石油㈱総務部長
高知	水産	木下明則	県漁連専務
	"	久保光男	県漁業共済組合専務
	"	浜田文男	県漁船保険組合審査課長
	"	岡田誠一	県漁業信用基金協会専務
	中立	小泉正	県水産局漁業振興課長
	"	傍士昭彦	県保健環境部公害対策課長
	"	萩野節雄	県水産試験場長
	"	安岡三四郎	弁護士
	拠出	土田武雄	県商工会議所連合会専務
	"	大坪義喜	高知県石油業協同組合専務
福岡	水産	白木秋好	県漁連参事
	"	浦部俊郎	信漁連専務
	"	甲速見	県漁船保険組合長

油濁基金だより

県	区分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
福岡	水産	黒田 孝夫	県漁業共済組合参事
	中立	小林 克一	県水産林務部水産振興課長
	"	大隈 遼	県豊前水産試験場長
	"	樋原 敏明	県衛生部環境整備局環境保全課長
	"	原 春寿	県商工会議所連合会事務局長
	拠出	若杉 健太郎	新出光石油KK副社長
大分	"	岡松 広次郎	九州電力㈱環境部長
	水産	安藤 治人	県漁連会長
	"	小戸 利夫	信漁連会長
	"	稻田 実	県指導漁協連合会長
	中立	古田 豊	県林業水産部次長
	"	中島 徳二	県林業水産部漁政課長
	"	奈須 伸一郎	県環境保健部公害規制課長
	"	神田 晋作	県水産試験場長
	"	菊 一夫	県商工会議所連合会専務
	拠出	中島 正郎	㈱昭和電工大分事務所長
	"	清原 康昭	㈱九州石油大分製油所副所長
	水産	古後 哲男	県漁連参事
長崎	"	中村 輝勝	信漁連参事
	"	末田 正三	県漁業共済組合常務
	"	森内 誠	県漁業信用基金協会参事
	中立	浦瀬 辰男	県水産部漁政課長
	"	辻 寛	県環境部環境保全課長
	"	藤田 矢郎	県水産試験場長
	"	本田 千代松	県商工会議所連合会事務局長
	拠出	若林 勘一郎	県経営者協会専務
	"	増田 高彦	県石油協同組合 県石油商業組合 理事長

県	区分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
鹿児島	水産	中 村 幸 雄	県漁連専務
	"	福 留 正 志	信漁連専務
	"	阿久根 邦 夫	県漁業共済組合参事
	"	岩 切 成 郎	鹿児島大学水産学部教授
	中立	山 下 知 昭	県水産商工部水産課長
	"	永 野 廣 男	県水産試験場長
	"	国 近 徹 雄	県衛生部環境局公害規制課長
	"	岩 井 清 明	鹿児島県公害防止協会事務局長
	拠出	古 賀 圭 二	九州電力KK鹿児島支店長
沖縄	"	柳 田 光 泰	鹿児島商工会議所専務
	水産	照 屋 正 吉	県漁連専務
	"	我那霸 生 精	信漁連専務
	"	上 原 徳 助	県漁業共済組合長
	"	崎 山 憲 一	県漁業信用基金協会専務
	中立	松 本 當 三	県農林水産部漁政課長
	"	饒 平 ^名 知 升	県環境保健部公害対策課長
	"	伊 佐 次 郎	県水産試験場長
	"	中 尾 栄 作	沖縄宮古商工会議所副会頭
拠出	野 島 武 盛		沖縄電力KK専務
	"	新 垣 恒 一	沖縄石油精製環境保安部長



昭和56年度漁場油濁被害発生図

(注) ◎印は漁業被害及び防除・清掃
☆印は漁業被害のみ
無印は防除・清掃のみ

